

平成28年5月20日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集（Q&A）の差し替えについて

平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」に関して、平成28年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集（Q&A）の送付について」（以下「事務連絡」という。）を発出したところです。

今般、事務連絡の別紙の質疑応答集（Q&A）のうち、Q2及びQ3の記載の一部について、より具体的な表現に修正し、相談内容の意図を明確化いたしました。大変恐縮ですが、別紙のとおり差し替えをお願いいたします。また、先に送付いたしました質疑応答集（Q&A）につきましては、破棄をお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、家田

TEL:03-5253-1111 (2519)

FAX:03-3501-2048